

○八幡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

○八幡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年4月1日告示第35号

改正

平成25年3月7日告示第12号

平成27年5月25日告示第47号

令和8年5月18日告示第43号

八幡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八幡市地域包括支援センター運営協議会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 八幡市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保及び円滑かつ適正な地域支援事業の推進のため、八幡市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(協議事項等)

第3条 運営協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止

ウ センターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更

エ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施

オ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の選定及び変更

カ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの運営に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア 当該年度の事業報告及び収支予算

イ 前年度の事業報告及び収支決算

ウ その他運営協議会が必要と認める事項の報告

(3) センターの職員の確保に関すること。

2 センターは、前項第2号の承認を受けるのに必要な書類を運営協議会に提出しなければならない。

3 運営協議会は、第1項による協議の結果を市長に報告しなければならない。

(組織)

第4条 運営協議会は、委員16名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 地域ケアに関する学識経験者

(2) 介護サービス又は介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等の代表

(3) 介護サービス又は介護予防サービスの利用者及び被保険者

(4) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者の代表

(5) その他センターの業務に関し適当と認められる者

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、臨時に委員を委嘱することができる。

4 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、委員から退任の申出があったとき、又は委員に特別の事由が生じたときは、任期中であっても当該委員を解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 運営協議会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 運営協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 運営協議会の事務局は、介護保険担当課に設置する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月7日告示第12号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月25日告示第47号)

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (令和8年5月18日告示第43号)

この要綱は、令和8年5月18日から施行する。